5　経済産業大臣は、第一項又は第二項の規定により機械その他の減価償却資産を指定したときは、これを告示する。

第五条の五の三の見出し中「地方活力向上地域」を「地方活力向上地域等」に改める。

第五条の六の見出し中「特定の地域」を「地方活力向上地域等」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「第十条の五第一項」を「第十条の五第一項第一号ハ」に改め、「他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第十条の五第一項第一号及び第二号」を「第十条の五第一項第一号イ」に、「は、」を「は、適用年（同条第三項第一号に規定する適用年をいう。以下この条において同じ。）前の各年のうち法第十条の五第一項に規定する計画の認定（以下この条において「計画の認定」という。）を受けた日の属する年以後の各年のいずれかにおいて当該計画の認定に係る法第十条の五第三項第二号に規定する特定業務施設（第十項及び第十三項において「特定業務施設」という。）につき既に同条第一項第一号イに規定する特定新規雇用者等数が二人以上であつたこと及び当該各年が同条第三項第五号に規定する基準雇用者数（以下この条において「基準雇用者数」という。）又は同項第六号に規定する地方事業所基準雇用者数（第十七項において「地方事業所基準雇用者数」という。）が零に満たない年に該当しないことが確認できる」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十条の五第一項の規定による控除をすべき金額は、その年分の所得税法第九十二条第二項に規定する課税総所得金額に係る所得税額から控除する。この場合において、当該所得税額から控除をすべき同条第三項に規定する配当控除の額があるときは、まず当該配当控除の額を控除し、次に法第十条の五第一項の規定による控除をすべき金額を控除する。

第五条の六第四項を削り、同条第五項中「第十条の五第一項第一号」を「第十条の五第二項第一号イ及びロ」に、「第一項に規定する」を「財務省令で定める」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　法第十条の五第一項第二号ロ(1)に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、移転型特定業務施設（同号ロ(1)に規定する移転型特定業務施設をいう。以下第七項までにおいて同じ。）において適用年に新たに雇用された特定雇用者（同条第三項第七号に規定する特定雇用者をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）で当該適用年の十二月三十一日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた当該特定雇用者の数とする。

第五条の六第六項及び第七項を次のように改める。

6　法第十条の五第一項第二号ロ(2)に規定する総数として政令で定めるところにより証明がされた数は、移転型特定業務施設において適用年に新たに雇用された雇用者（同条第三項第三号に規定する雇用者をいう。以下第十三項までにおいて同じ。）で当該適用年の十二月三十一日において当該移転型特定業務施設に勤務するものの総数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた当該雇用者の総数とする。

7　法第十条の五第一項第二号ロ(2)に規定する基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数は、移転型特定業務施設のみを同号ロ(2)の個人の事業所とみなした場合における適用年の基準雇用者数の計算の基礎となる雇用者の数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた当該基準雇用者数とする。

第五条の六第八項中「第十条の五第三項」を「第十条の五第二項」に改め、「第二項並びに」を削り、同条第九項中「第十条の五第四項第二号」を「第十条の五第三項第三号」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「第十条の五第四項第七号」を「第十条の五第三項第六号」に、「同項第一号」を「適用年の前々年の一月一日から当該適用年の十二月三十一日までの間に同条第一項」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、「同号に規定する」及び「（以下この項及び次項において「計画の認定」という。）」を削り、「のみ」を「（次項及び第十二項において「適用対象特定業務施設」という。）のみ」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11　法第十条の五第三項第八号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、適用対象特定業務施設において適用年に新たに雇用された特定雇用者で当該適用年の十二月三十一日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた当該特定雇用者の数とする。

第五条の六第十六項中「第十条の五第三項」を「第十条の五第二項」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「同条第三項」を「同条第二項」に、「地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二第三項の認定」を「計画の認定」に改め、「法第十条の五第四項第七号に規定する」を削り、「を証する」を「が確認できる」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項中「又は第二項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、「平成二十三年以後に」を削り、「同条第四項第十一号」を「同条第三項第十三号」に改め、同項第一号イ中「第十条の五第四項第九号」を「第十条の五第三項第十号」に、「同項第十号」を「同項第十一号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第十条の五第四項第十二号」を「第十条の五第三項第十四号」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の前に次の一項を加える。

12　法第十条の五第三項第九号に規定する政令で定めるところにより証明がされた数は、適用対象特定業務施設において適用年に新たに雇用された雇用者で当該適用年の十二月三十一日において当該適用対象特定業務施設に勤務するものの総数について記載された財務省令で定める書類を確定申告書に添付することにより証明がされた当該雇用者の総数とする。

第五条の六の四の見出しを「（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等の所得税額の特別控除」に改め、同条第二項から第四項までを次のように改める。

2　法第十条の五の四第一項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項の個人の同項の規定の適用を受けようとする年（以下この項において「適用年」という。）に係る同条第三項第三号に規定する雇用者給与等支給額を当該適用年の十二月三十一日における法第十条の五第三項第三号に規定する雇用者の数で除して計算した金額に次に掲げる数を合計した数（当該合計した数が地方事業所基準雇用者数（同条第一項第二号イ(1)に規定する地方事業所基準雇用者数をいう。以下この項において同じ。）を超える場合には、当該地方事業所基準雇用者数）を乗じて計算した金額の百分の二十に相当する金額とする。

一　当該個人が当該適用年において法第十条の五第一項の規定の適用を受ける場合における当該適用年の特定新規雇用者基礎数（同項第二号イ(1)に規定する特定新規雇用者基礎数をいう。次号イにおいて同じ。）と同項第二号イ(2)に規定する合計した数とを合計した数

二　当該個人が当該適用年において法第十条の五第二項の規定の適用を受ける場合における当該適用年の同条第一項第二号ロ(2)に規定する基準雇用者数として政令で定めるところにより証明がされた数から同項の規定の適用を受ける場合における次に掲げる数を合計した数を控除した数

イ　特定新規雇用者基礎数のうち法第十条の五第一項第二号ロ(1)に規定する移転型特定新規雇用者数に達するまでの数

ロ　新規雇用者総数（法第十条の五第一項第二号イ(2)に規定する新規雇用者総数をいう。ハにおいて同じ。）の百分の四十に相当する数（当該百分の四十に相当する数が同号イ(2)に規定する非特定新規雇用者数を超える場合には、当該非特定新規雇用者数）のうち同号ロ(2)に規定する移転型非特定新規雇用者数に達するまでの数

ハ　地方事業所基準雇用者数から新規雇用者総数を控除した数のうち法第十条の五第一項第二号ロ(2)に規定する移転型非新規基準雇用者数に達するまでの数